

平成 23 年度の評価委員会における評価の進め方（案）

1. 評価委員会の開催について

「千葉県水道局中期経営計画」に定める基本目標 1～4 について、2 回に分けて評価委員会（以下「委員会」という。）を開催し評価を行う。評価は、以下により行う。

- (1) 第 23 回委員会（8～10 月開催予定）：基本目標 1 及び 2
- (2) 第 24 回委員会（8～10 月開催予定）：基本目標 3 及び 4

2. 評価の進め方

今年度行う評価は、中期経営計画の期間満了を受け、これまでの 5 年間の達成状況等を総括して行う。

評価については、「千葉県水道局中期経営計画進行管理方針」に定める「総括評価調書」（別記様式 3、以下「様式 3」という。）、「総括評価調書（基本目標別）」（別記様式 4、以下「様式 4」という。）及びこれらに付随する資料等（以下「調書等」という。）を用い、基本目標ごとに以下（1）～（6）の手順により行う。

調書等は、委員会開催前に委員に送付し、あらかじめ質問・意見等をいただくものとします。

- (1) 内部評価結果の概要について様式 4 に基づき事務局から説明
- (2) あらかじめ委員から選定された施策（重点推進事業）の取組状況・内部評価結果について、様式 3 に基づき施策担当課から説明
- (3) 質疑応答
- (4) 状況により、欠席委員から事前に提出された意見等の紹介
- (5) (2) 以外の施策について質疑応答・欠席委員の意見紹介
- (6) 評価

3. 評価の判断

基本目標単位で、委員の合議により行う。委員間で評価が異なり、調整が付かない場合は、採決を行う。（「千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会設置要綱」第 5 条第 3 項の規定による。）

4. 様式 4 における「外部評価委員会の総評」の記載について

委員からの意見を踏まえ、委員長又は委員長が指名した者が記載し、委員の合意を得るものとする。

5. 様式 4 における「外部評価委員会での主な意見」の記載について

事務局において記載し、委員の合意を得るものとする。

6. その他

委員会による評価を進める上で必要な事項については、委員会で協議しこれを決定する。